六号）第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）が課されていない者である事実についての市町村長の証明書又は当該事実についての申立書

4～6　（略）

（認定の請求）

第十七条　（略）

2　（略）

3　前項第三号の老齢・補足的老齢年金生活者支援給付金所得・世帯状況届には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前年（一月から九月までの月分の補足的老齢年金生活者支援給付金については、前々年）の所得が法第十条第一項に規定する政令で定める額を超えない事実についての市町村長の証明書

二　（略）

三　請求者及び請求者と同一の世帯に属する者が、その年（一月から九月までの月分の補足的老齢年金生活者支援給付金については、前年）の四月一日の属する年度分の地方税法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税が課されていない者である事実についての市町村長の証明書又は当該事実についての申立書

4～6　（略）

（認定の請求）

第三十二条　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一～三　（略）

三の二　請求者（前年（一月から九月までの月分の障害年金生活者支援給付金については、前々年。次項において同じ。）の所得（令第十条第一項の規定によって計算した所得の額をいう。次項並びに第四十七条第二項及び第三項において同じ。）が四百六十二万千円を超える者に限る。）の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。以下「控除対象扶養親族」という。）の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書

四・五　（略）

3～6　（略）

（認定の請求）

第四十七条　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一～三　（略）

三の二　請求者（前年（一月から九月までの月分の遺族年金生活者支援給付金については、前々年。次項において同じ。）の所得が四百六十二万千円を超える者に限る。）の控除対象扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書

四　（略）

3～6　（略）

（社会保険労務士法施行規則の一部改正）

第六条　社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生省・労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表（第一条関係）	**別表**（第一条関係）
一～五十　（略）	一～五十　（略）
五十の二　年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）及び同法に基づく命令に係る申請等	（新設）
五十一～五十六　（略）	五十一～五十六　（略）

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条中国民年金法施行規則第三十一条第七項の改定規定並びに第四条及び第五条の規定は同年八月一日から、第六条の規定は公布の日から施行する。